

判決年月日	平成23年11月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成23年(行ケ)10159号		
<p>○ 三重円構成からなるカラーコンタクトレンズの意匠について、ヒトの目との比較において、より自然で調和的、かつ穏やかな印象を与えるような美感を有する本願意匠が、自然らしさを捨象し、人工的、メカニカルな印象を与えるような美感を有する引用意匠と類似するとして審決は、誤りである。</p>			

(関連条文) 意匠法3条1項3号

原告は、本願意匠に係る物品を「コンタクトレンズ」として意匠登録出願をしたが、拒絶査定を受け、これに対し、不服の審判を請求した。特許庁は、本願意匠は引用意匠と類似するから意匠登録を受けることができない、との審決をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本願意匠は引用意匠と類似しないと判断して、本件審決を取り消した。

本願意匠における「内周部」及び「内周縁部」は、全体的に淡い灰色に配色された下地に、濃黒色及び灰色に着色され、内周部から中心に向かって収束する方向に延伸する「棒状形状」（各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）が描かれていること、及び「棒状形状」が連結するように描かれていることなどの点に照らすならば、本願意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、より自然で調和的、かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。これに対して、引用意匠における「内周部」及び「内周縁部」は、規則正しく配置された小円の集合により構成されていること、山形形状部等の全体の模様は、小円の大きさ、濃淡及び配置の相違のみによって表現されていること、山形形状部の高さ等が均一的、画一的であることなどの点において、引用意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、自然らしさを捨象し、人工的、メカニカルな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。

本願意匠と引用意匠とは、①全体が球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体であること、②曲面体の中心点を囲む「中央円形部」を有すること、③外周部がほぼ黒色で配色されること等において、共通する。しかし、上記各共通点は、ヒトの目に装着するカラーコンタクトレンズとして、全体が球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体であり、中央円形部を有することは、必然的に選択される形状であること、コンタクトレンズを、虹彩部ないし瞳孔部の外観を変え、大きく際立たせる目的で使用する場合に、外周部がほぼ黒色で配色されることは、必然的に選択される形状であること等から、上記の共通の形状は、意匠の対比に当たり、重要な特徴部分であるとは

いえない。